

# 介護保険制度のご案内

65歳以上(第1号被保険者)のみなさんへ

## 保険料はきちんと納めましょう

—介護保険料は、社会保険料控除として申告することができます—

介護保険では、きちんと保険料を納めれば、通常費用の1割を利用者が支払うだけで、介護保険サービスを受けることができます。

介護保険料を納めていない場合は、きちんと納めていただいている方との公平性を保つため、保険給付が制限される場合があります。



特別な事情がないのに保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置が取られます。介護保険サービスを利用していない人でも、将来サービスを利用する時に制限がかかる場合があります。

### 1年以上滞納すると・・・

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付(費用の9割)が支払われることとなります。

### 1年6ヶ月以上滞納すると・・・

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料に充てられることがあります。

### 2年以上滞納すると・・・

利用者負担が1割から3割に引き上げられるなどの措置があります。高額介護サービス費の支給を受けられなくなったりします。

保険料の徴収の猶予、減免が受けられる場合

- ◆世帯の生計を主として維持する方が火災等により財産に著しい損害を受けたとき
- ◆長期入院、失業、農作物の不作などにより収入が著しく減少した場合  
→保険料の徴収の猶予・減免。

- ◆特別な事情により、賦課された段階の保険料を納めることができない等、特別の理由があると認められる場合  
→最大で第1段階まで減免。

- ◆保険料段階が第2段階でも生活の実態が限りなく第1段階に近い、あるいは同等と認められる場合  
→第1段階の保険料率に減免。

問 諏訪広域介護保険係 ☎82-8161 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9136

40歳～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)のみなさんへ

## 保険料の額と納め方

加入している医療保険の算定方法に従って、保険料が算定され、医療保険の保険料に上乗せして納めます。

### 保険料の算定方法と納付方法

区分	健康保険組合	全国健康保険協会	国民健康保険
算定方法	原則として給料の額によって保険料の額が決まります。保険料のおおむね半分は事業主などが負担します。		国民健康保険税(料)と同じく、世帯の所得、資産などによって決まります。保険料のおおむね半分は、公費で負担します。
納め方	原則として給料から天引きされます。扶養されている第2号被保険者の分は、各医療保険の被保険者と事業主などで負担します。		世帯主が世帯全員の分と合わせて国民健康保険税(料)と一緒に納めます。
問い合わせ先	各医療保険者		住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

### 国民健康保険に加入している人が年度の途中で65歳になった場合

65歳になる前月分までの第2号被保険者としての介護保険料分については、国民健康保険税(料)の中に入れられ計算されて、年度末までの各納期(納期は市町村によって異なります)に分けて納めます。

そのため、65歳になってから第1号被保険者としての保険料を支払うようになると、第1号と第2号の両方を納付することになりますが、保険料を重複して納めているわけではありません。

問 諏訪広域介護保険係 ☎82-8161 住民福祉課 介護高齢者係 ☎62-9136